

除雪経費に対する予算措置について

除雪対策事業費として、令和7年2月18日付けで、次のとおり一般会計補正予算（第10号）の専決処分を行った。

[補正予算の概要]

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	既 定 額	補 正 額	計
11 普 通 交 付 税		千円 11,557,102	千円 200,000	千円 11,757,102
	1 普 通 交 付 税	11,557,102	200,000	11,757,102
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		79,685,333	0	79,685,333
歳 入 合 計		91,242,435	200,000	91,442,435

歳出

款	項	既 定 額	補 正 額	計
8 土 木 費		千円 10,411,091	千円 200,000	千円 10,611,091
	2 道 路 橋 り ょ う 費	3,409,182	200,000	3,609,182
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		80,831,344	0	80,831,344
歳 出 合 計		91,242,435	200,000	91,442,435

・ 予算に関する専決処分

地方自治法第179条第1項において、法定の事由があるときには、首長（市長）が議会において議決すべき事件を処分（「専決処分」といいます。）することが定められています。今回は、事件の性格上速やかに処置する必要があり、同項の「（首長において）議会を招集する時間的余裕がないと認めるとき」に該当するため、専決処分を行ったものです。

なお、専決処分については、その処置について議会に報告し、承認を求めなければなりません（同条第3項）。